

南陽市緊急経済対策第7弾

南陽市事業持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、国の持続化給付金の要件を満たさない事業者に給付金を交付します。

1 交付対象者 以下(1)～(6)の全てに該当する法人又は個人事業主

- (1) 市内に事業所があり、下記の表の業種を主として営んでいる者
- (2) 令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上高が、前年同月と比べて（令和2年1月から3月までの間に創業した事業者は、令和2年4月から12月までのいずれかの月の売上高が、創業月から3月までの月平均と比べて）、20%以上50%未満減少していること。
- (3) 国の「持続化給付金」の受給をしておらず、今後も受給予定のないこと。
- (4) 南陽市飲食店家賃支援給付金又はタクシー・運転代行業等支援給付金を受給していないこと。
- (5) この給付金受給以降も事業継続の意思があること。
- (6) 市税の滞納がないこと。

【対象業種（日本標準産業分類：大分類）】

製造業	卸売業、小売業
建設業	金融業、保険業 (中分類：銀行業/協同組織金融業/貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関/補助的金融業等を除く。)
宿泊業、飲食サービス業	情報通信業
生活関連サービス業、娯楽業	不動産業、物品賃貸業
教育、学習支援業	運輸業、郵便業 (中分類：鉄道業を除く。)
学術研究、専門・技術サービス業	鉱業、採石業、砂利採取業
電気業、ガス、熱供給、水道業	医療、福祉
サービス業 (中分類：政治・経済・文化団体・宗教を除く。)	

2 給付額

- ・法人 20万円
- ・個人事業主 10万円

3 申請書類【1部提出】

共通

- ①令和2年度南陽市事業持続化給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②対象月の月間事業収入を証明する書類（売上台帳等）…*
- ③納税証明書…*
- ④振込先口座が確認できる通帳等の写し

法人

- ⑤対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書の写し…*
- ⑥法人事業概況説明書の写し…*

個人事業主

- ⑦2019年分の確定申告書第1表の写し…*
- ⑧青色申告の場合は、加えて、所得税青色申告決算書の写し…*

◆本社が市外の法人又は市外在住の個人事業主

事業所（店舗）が、南陽市内にあることを確認するため、上記に加えて次の書類の提出をお願いします。

- ⑨自己所有の場合：登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書
- ⑩賃貸の場合：賃貸借契約書の写し

※ セーフティネット又は危機関連保証の認定を受けている事業者は、認定書の写しをもって、*の付いている書類に替えることができます。

4 申請・お問合せ

南陽市商工観光課 商工労政係 電話：0238-40-8294 FAX：0238-40-3422

5 申請受付期間

令和2年8月17日（月）～令和3年1月15日（金）＜必着＞

6 その他

- ・審査結果は、令和2年度南陽市事業持続化給付金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。
- ・申請は、1事業者1回までとします。
- ・申請に必要な様式は、市ホームページに掲載しています。